

北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱 新旧対照表

改正後	現 行	改正理由
<p>第1 目的 略</p> <p>第2 定義 略</p> <p>第3 対策に関する基本的事項 1～2 略 3 道民及び事業者の理解・協力 (1)～(2) 略 (3) (削除)</p> <p>4 感染者情報の公表 略</p> <p>第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項 1 略 2 レベル分類の運用等 (1) 道は、<u>国が示した「オミクロン株対応の新レベル分類」を踏まえ、レベル分類の枠組や指標・事象については、国に準拠する。レベル判断に当たっては、レベル1及び2については病床使用率、レベル3及び4については病床使用率と重症病床使用率の指標によることとし、事象も勘案するなど、総合的に判断する。</u> (2) レベル分類の運用に当たっては、原則、全道域で行いつつ、札幌市を対象とした運用を行うとともに、地域の医療への負荷の状況等を踏まえ、地域を限定した対策等を検討し、実施する。 (3) 行動等の制限につながる協力要請を行う場合には、特措法に基づき実施するとともに、その制限は必要最小限とする。 (4) (削除)</p>	<p>第1 目的 略</p> <p>第2 定義 略</p> <p>第3 対策に関する基本的事項 1～2 略 3 道民及び事業者の理解・協力 (1)～(2) 略 <u>(3) 道は、道民及び事業者に対し、感染者の早期発見に有効な北海道コロナ通知システム及び国の接触確認アプリ(COCoA)の活用を促進する。</u></p> <p>4 感染者情報の公表 略</p> <p>第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項 1 略 2 レベル分類の設定と運用 (1) 道は、医療ひっ迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活や社会経済活動の回復を促進するため、目安となる指標と対応の考え方を示すレベル分類を設定し、感染の状況等の分析や評価を行った上で、必要な対策を講じていく。 (2) レベル分類の運用に当たっては、原則、全道域で行いつつ、札幌市を対象とした運用を行うとともに、地域の感染状況や医療への負荷の状況等を踏まえ、地域を限定した対策や特措法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の国への要請等を検討し、実施する。 (3) 行動等の制限につながる協力要請を行う場合には、特措法に基づき実施するとともに、その制限は必要最小限とする。 (4) 施設の使用制限等に関する要請を行う場合には、事業者の理解と協力が得られるよう、迅速な情報提供や適切な支援を検討するなど、実効性の確保に努める。</p>	<p>国のCOCoA停止及び道の通知システム廃止に伴う改正</p> <p>国の新レベル分類に準拠</p>

改正後	現行	改正理由
3 略 4 意見等の聴取 略 第5 その他 略 附則 略 附則 略 附則 略 附則 <u>この要綱は、令和4年11月29日から施行する。</u>	3 略 4 意見等の聴取 略 第5 その他 略 附則 略 附則 略 附則 略	